

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

制定 24 都市建企第 1218 号

平成 25 年 4 月 1 日

改正 25 都市建企第 1099 号

平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 19 都市建企第 886 号。以下「制度要綱」という。）第 8 条に基づき、区市町村に対し緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に要する費用の一部を補助する都の補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に係る補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、制度要綱に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 一 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を実施し、又は実施する者に対して補助を行う区市町村とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、補助対象事業のうち、既に本事業における補助金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 一 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は別表 1 の範囲内とする。
- 二 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の耐震診断に要する費用の補助金の額は次に定めるイ又はロの単価を用いて算出された額のうち、いずれか高い額の範囲内で、区市町村が補助する額から国の補助額を控除した額とする。
 - イ (イ) 面積 1,000 m²以内の部分は 2,060 円/m²以内
 - (ロ) 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,540 円/m²以内
 - (ハ) 面積 2,000 m²を超える部分は 1,030 円/m²以内

ただし、建築物等の面積が 3,000 m²未満で耐震診断に要する費用が上記に定める補助対象費用の限度額を超える場合は、階数に 15 万円を乗じた額の範囲内で補助対象費用の限度額に加算す

ることができる。

ロ (イ) 延べ面積 1,000 m²未満の場合は 3,600 円/m²以内

(ロ) 延べ面積 1,000 m²以上の場合は 2,570,000 円に 1,030 円/m²を加算した額以内

三 その他の特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は、別表 2 に定める範囲とする。

耐震診断の結果 I s 値が 0.3 未満の建築物の耐震改修工事を実施する場合は、別表 3 に定める範囲で別表 2 に定める額に加算することができる。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 補助金額算出内訳書 (別記第 1 号様式の 2)

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書 (別記第 5 号様式) により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第 7 条 前条第 2 項の規定による交付の決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後 14 日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書 (別記第 3 号様式) に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 補助金額算出内訳書 (別記第 3 号様式の 2)

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請による変更を適当と認める場合には交付決定を変更し、補助金交付変更決定通知書 (別記第 4 号様式) により補助事業者に通知し、適当でないと認める場合には通知書 (別記第 5 号様式) により補助事業者にその旨を通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第 9 条 補助事業者は、本事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、報告書 (別記第 6 号様式) により速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(承認事項)

第 10 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けさせるものとする。

一 補助金の交付決定額の変更を伴わないで、事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき。

二 補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため本事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、次の各号のいずれかにより知事に申請しなければならない。

一 前項第 1 号に該当する場合

- イ 事業内容等変更申請書（別記第 7 号様式）
- ロ 補助金額算出内訳書（別記第 7 号様式の 2）
- ハ その他知事が必要と認める書類

二 前項第 2 号に該当する場合

事業の中止・廃止申請書（別記第 8 号様式）

- 3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認する場合は、承認書（別記第 9 号様式）により、承認しない場合は、通知書（別記第 10 号様式）により、補助事業者はその旨通知するものとする。

（遂行命令）

第 11 条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、本事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

（実績報告）

第 12 条 知事は、補助事業者が本事業を完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事が指定する期間内に実績報告書（別記第 11 号様式）により、次の各号に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。

- 一 補助金精算額算出内訳書（別記第 11 号様式の 2）
- 二 その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 知事は、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る本事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 知事は、前条の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 13 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払）

第 14 条の 2 前条の規定にかかわらず、補助事業者は、額の確定前に事業が完了した部分について、概算払の請求をすることができる。この場合において、知事は、補助事業者からの請求書（別記第 14 号様式）による請求内容の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項に基づき概算払を受ける場合には、次の各号に定める書類を請求書（別記第 14 号様式）に添えて知事に提出しなければならない。

- 一 補助金出来高額算出内訳書（概算払用）（別記第 14 号様式の 2）
- 二 その他知事が必要と認める書類

3 第 12 条及び第 13 条の規定は、第 1 項に基づく概算払を行った場合において準用する。

4 補助事業者は、前項に基づき準用する第 13 条に規定する補助金額確定通知書を受け取ったときは、速やかに概算払精算書（別記様式第 15 号）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第 15 条 知事は、第 6 条第 2 項の規定に基づく補助金の交付決定後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

二 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

三 本事業を中止し、又は廃止したとき。

四 補助金を他の用途に使用したとき。

五 本事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

六 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。

七 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

八 事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

3 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されている場合において、返還すべき金額があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 17 条 第 15 条の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の第 1 号から第 3 号までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、同条第 2 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。

二 前号による規定の適用について、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。

三 第 1 号の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

(補助金の経理)

第 18 条 知事は、補助事業者をして本事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して、本事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにさせるものとする。

2 知事は、補助事業者をして前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに本事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存させなければならない。

(記録の保管)

第19条 知事は、補助事業者をして本事業の実施内容に関する記録について本事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存させなければならない。

(実施期間)

第20条 補助事業者は、本事業を補助金を受けようとする年度の末日までに完了するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月9日25都市建企第900号)

1 この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附 則 (平成26年4月1日25都市建企第1099号)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の要綱を適用する。

別表 1

費用の 区分	補助対象費用の限度額	補助率
派遣に要する費用 耐震アドバイザー	1回につき50,000円以内かつ10回以内	建物所有者が直接耐震アドバイザーを利用する場合には、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内、区市町村が派遣事業を行う場合には、補助対象費用の1/4以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内
耐震診断に要する費用	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内	建物所有者が耐震診断を行う場合には、補助対象費用の7/30以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内、区市町村が耐震診断を行う場合には、補助対象費用の1/4以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内
補強設計に要する費用	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内	補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	48,700円/㎡以内かつ1棟当たり487,000,000円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内。 建替えを行う場合には耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合には耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅（マンションを除く。）にあつては上記48,700円を33,500円と読み替える。	補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内（ただし、5,000㎡を超える部分については、補助対象費用の1/12以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内）

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別表 2

費用の 区分	補助対象費用の限度額	補助率
要する費用 耐震アドバイザー派遣に	1回につき50,000円以内かつ10回以内	建物所有者が直接耐震アドバイザー派遣を利用する場合には、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内、区市町村が派遣事業を行う場合には、補助対象費用の1/4以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内
耐震診断に要する費用	本文に記載	
補強設計に要する費用	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内	補助対象者が区市町村の場合には、補助対象費用の1/6に、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と補助対象費用の1/6を控除した額の1/2以内を加えた額とする。
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	48,700円/㎡以内かつ1棟当たり487,000,000円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内。 建替えを行う場合には耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合には耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅（マンションを除く。）には上記48,700円を33,500円と読み替える。	補助対象者が区市町村の場合には、補助対象費用の1/6に、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と補助対象費用の1/6を控除した額の1/2以内を加えた額（ただし、区市町村が補助対象費用の5/6を補助する分譲マンション以外の建築物の5,000㎡を超える部分については、補助対象費用の1/12に、補助対象費用の1/12以内、かつ、区市町村が補助する額から国の補助と補助対象費用の1/12を控除した額の1/2以内を加えた額。）とする。

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別表 3

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修に要する費用	<p>耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価と 73,050 円を比較して低い額から 48,700 円を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額。ただし、1 棟当たり別表 2 の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 487,000,000 円以内であること。</p>	<p>加算の基礎となる額の $1/6$ に、加算の基礎となる額の $1/6$ 以内かつ区市町村が補助する額から加算の基礎となる額の $1/6$ を控除した額の $1/2$ 以内を加えた額とする。（5,000 m^2 を超える部分については、加算の基礎となる額の $1/12$ に、加算の基礎となる額の $1/12$ 以内かつ区市町村が補助する額から加算の基礎となる額の $1/12$ を控除した額の $1/2$ 以内を加えた額とする。）</p>

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 82,300 円/ m^2 を採用した場合、又は耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 48,700 円/ m^2 に満たない場合は、この表による加算をすることができない。